



つながる心 みなぎる活力 京都南に「きらめく」まち  
～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～

## 令和 5 年度 久御山町職員採用試験 実施要項

令和 5 年度久御山町職員採用試験を次のとおり実施します。

令和 5 年 7 月 1 日  
久御山町長 信貴 康孝

### 1 試験職種、採用予定人員、採用予定日及び受験資格

職種 (試験区分)	採用 人員	採用予定日	受験資格
事務職①	若干名	令和 6 年 4 月 1 日	1 平成 5 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日 までに生まれた人 2 高等学校卒業程度以上の学力を有する人
事務職② (身体障害 者を対象)	若干名	令和 6 年 4 月 1 日	1 昭和 63 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日 までに生まれた人 2 高等学校卒業程度以上の学力を有する人 3 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の 程度が 1 級から 6 級までの人
土木 技術職	若干名	令和 6 年 4 月 1 日	1 昭和 63 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日 までに生まれた人 2 高等学校卒業程度以上の学力を有する人

※地方公務員法第 16 条の規定による欠格条項に該当する人は受験できません。

### 2 試験の日時及び場所

#### 【第 1 次試験】

日 時 令和 5 年 9 月 17 日 (日) 午前 9 時から

場 所 久御山町役場

#### 【第 2 次試験】

日時・場所は、第 1 次試験合格発表の際に合格者あて文書で通知します。

### 3 試験の方法及び内容

#### ① 第1次試験

試験職種	内 容
事務職①	<p>○教養試験【多肢選択式】 時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能を問う問題</p> <p>○事務適正検査【多肢選択式】 事務職員としての適応性に係る正確性、迅速性等の作業能力の検査</p> <p>○職場適応性検査【多肢選択式】 公務の職業生活への適応性に係る職務への対応や対人関係に関連する性格傾向の検査（面接試験の資料とします。）</p> <p>-----</p> <p>○集団面接試験 ※教養試験、事務適正検査の結果の上位者に対し、別途通知のうえ、後日実施します。</p>
事務職② (身体障害者を対象)	<p>○教養試験【多肢選択式】 時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能を問う問題</p> <p>○事務適正検査【多肢選択式】 事務職員としての適応性に係る正確性、迅速性等の作業能力の検査</p> <p>○職場適応性検査【多肢選択式】 公務の職業生活への適応性に係る職務への対応や対人関係に関連する性格傾向の検査（面接試験の資料とします。）</p> <p>-----</p> <p>○集団面接試験 ※教養試験、事務適正検査の結果の上位者に対し、別途通知のうえ、後日実施します。</p>
土木 技術職	<p>○教養試験【多肢選択式】 時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する知能を問う問題</p> <p>○土木専門試験【多肢選択式】 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工</p> <p>○職場適応性検査【多肢選択式】 公務の職業生活への適応性に係る職務への対応や対人関係に関連する性格特性をみる検査（面接試験の資料とします。）</p>

## ② 第2次試験

試験職種	内 容
事務職①	○作文試験 ○個別面接試験
事務職②	○作文試験 ○個別面接試験
土木技術職	○作文試験 ○個別面接試験

## 4 合格者の発表

	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次試験 合格発表	10月上旬(予定)	久御山町役場掲示場及び町ホームページに掲示するほか、合格者のみに通知します。
第2次試験 合格発表	12月中旬(予定)	同上

電話による合否の照会には応じません。最終合格者でも当該試験を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合は、合格を取り消します。

## 5 合格者の採用及び登録

この試験の最終合格者は、採用内定者及び採用候補者名簿登載者とし、採用内定者の辞退や、職員に欠員が生じた場合、採用候補者名簿登載順に採用の内定を行います。

名簿登載有効期限は、令和6年9月30日までとします。

## 6 受験申込みの手続き

※受験申込みは原則郵送により受け付けます。

※提出書類は記載事項の記入漏れ及び記入誤りのないよう、事前に十分確認してから提出してください。(「採用試験提出書類チェックリスト」により必ず確認してください。)

※提出書類の不備(写真の貼付漏れ及び記載事項の記入漏れ等)がある場合は、申込みを無効とすることがあります。

※書類の不備等で連絡をする場合がありますので、必ず日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。

※やむを得ず、郵送での申込みができない場合は、総務課へご相談ください。

受付期間	令和5年7月1日(土)から令和5年8月15日(火)まで ※令和5年8月15日(火)までに到着したものに限り受け付けます。
送付先	〒613-8585 久御山町島田ミスノ38番地 久御山町役場 総務課 (封筒に「採用試験受験申込書在中」と朱書きして、特定記録郵便又はレターパック等の送達を確認できる方法により送付してください。)

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用試験受験申込書、受験票、写真票、履歴書【町指定様式】、資格・免許を証明する書類（事務職②：身体障害者手帳のコピー） ※A4縦、写真4cm×3cmを2箇所貼付</li> <li>返信用封筒（定形23.5cm×12cm以内）1通（受験票の送付に使用しますので、郵便番号、住所及び氏名を明記し、<u>必ず84円分の切手を貼り付けて提出してください。</u>）</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便事情による遅れについては一切責任を負いませんので、余裕をもって提出してください。</li> <li>受験票の送付を特定記録郵便にて希望される場合は、返信用封筒に<u>244円分の切手</u>を貼り付けてください。</li> <li>受験票が令和5年8月31日までに届かない場合は、翌日中に総務課までお問い合わせください。（直通：075-631-9991）</li> </ul>

◆受験申込書等の請求先◆

〒613-8585 久御山町島田ミスノ38番地 久御山町役場 総務課

※受験申込書等は、町ホームページからダウンロードができます。

(<https://www.town.kumiyama.lg.jp>)

## 7 提出書類について

受験に際して町が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の情報は、人事情報として使用いたします。

最終合格者（採用内定者）は、上記書類のほか、「卒業、または卒業見込証明書（卒業証書のコピーは不可）1通」が必要になります。

なお、提出書類の返却はできませんのでご了承ください。

## 8 給与・勤務条件等

給与は、久御山町職員の給与に関する条例等に基づき支給されることになっており、給料のほか、地域手当、期末・勤勉手当（6月・12月）、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

また、学歴を考慮のうえ、下記のとおり初任給が決定されますが、職歴等に応じて別途加算があります。

○給与等（地域手当を含む、税込の月額）

	初任給	採用10年後の見込み額
大学卒	約192,600円	約255,900円
短大卒	約170,660円	約240,100円
高校卒	約160,700円	約226,500円

○勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで（勤務場所により異なる場合があります）

○休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（勤務場所により異なる場合があります）

○休暇：年次有給休暇、特別休暇など

○福利厚生：共済組合、厚生会への加入により、病気、けが、入院、結婚、出産などに対し

給付金が受けられるほか、住宅や物品の購入、結婚、入学等の資金の貸付を受けられます。

## 9 受験についての問い合わせ

久御山町役場 総務部 総務課 庶務係

直通 TEL 075-631-9991・0774-45-3922

FAX 075-632-1899

## 10 試験結果の開示

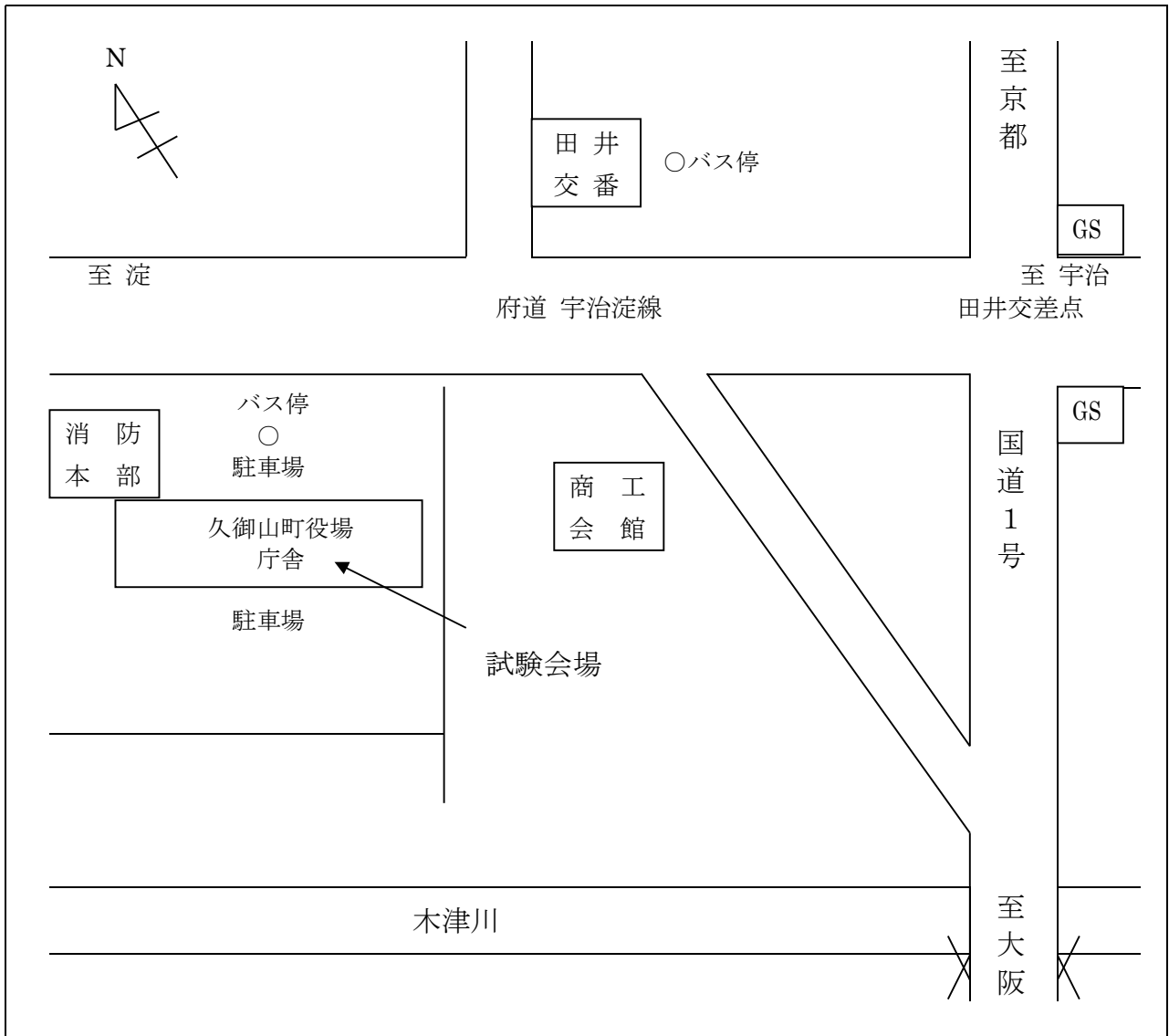
この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による開示請求はできませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（官公庁が発行する写真貼付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	全受験者	・総合得点 ・順位	各試験合格発表 から2週間 (土曜日・日曜日・ 祝日を除く)	総務課 (庁舎3階) 午前8時30分 から午後5時
第2次試験	全受験者			

※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する人は次のとおりです。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・久御山町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法、又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

# 試験会場案内図



## 交通機関

- 近鉄大久保駅から路線バス

京阪淀駅方面行き「久御山町役場前」下車、徒歩0分

- 京阪淀駅から路線バス

近鉄大久保駅・京阪宇治駅方面行き「久御山町役場前」下車、徒歩1分